

【注意】 受付の締切りは、令和7年3月31日まで。
次年度の募集は実施いたしません。

令和6年3月29日
公益財団法人ひょうご環境創造協会

エコアクション 21 認証・登録証取得支援事業補助金のご案内

1 補助金制度の目的

エコアクション 21(以下 EA21 という。)認証・登録制度は、2004 年に環境省が策定し、現在、全国で約 7500 社、兵庫県内で約 500 社が登録されています。EA21 環境マネジメントシステムの活用は、環境性と経済性の向上を目指す環境経営につながります。より一層の EA21 の普及を図るため、補助金制度を設けて兵庫県の中小事業者を支援いたします。

2 補助対象者（次の要件をすべて満たす事業者）

- ① 兵庫県内に本社を有し、事業活動を行っている、中小企業基本法第 2 条第 1 項で定める中小企業者
- ② EA21 認証・登録証を新規取得した事業者（※更新、再取得は対象外。）

【中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者の分類】

業種	従業員規模・資本金総額
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	300 人以下、または 3 億円以下
卸売業	100 人以下、または 1 億円以下
サービス業	100 人以下、または 5000 万円以下
小売業	50 人以下、または 5000 万円以下

3 補助対象経費

- (1) EA21 認証・登録料 (2) 審査料 (3) 審査員の交通費及び宿泊料

4 補助額

補助対象経費の 2 分 1（ただし、千円未満は切捨て、上限額は 10 万円）

5 申請受付期間

認証・登録証を取得した日から 90 日以内（※ただし、予算額に達した場合は受付を終了します。）

6 申請に必要な書類（以下の書類は、電子データにてご提出ください。）

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し（市町発行のもの））
- (3) EA21 認証・登録証の写し
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる書類

7 申請書類（電子データ）の提出先・問合せ先

公益財団法人ひょうご環境創造協会 環境創造部 EA21 地域事務局ひょうご
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3 丁目 1-18 / TEL: 078-735-2780 / FAX: 078-735-7222
E-mail: ea21hyogo@eco-hyogo.jp